

令和 3 年 5 月 2 6 日  
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課  
就労支援室

### 民間競争入札実施事業

「刑務所出所者等就労支援事業（支給業務）」の実施状況報告について（案）

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

#### 1. 事業の概要

刑務所出所者等就労支援事業のうち、職場体験講習、試行雇用助成金、セミナー及び事業所見学会に要する経費の支給等を委託する。

##### (1) 業務内容

###### ア 職場体験講習実施奨励金の審査及び支給

刑務所出所者等に職場体験講習を行う事業主に対して、必要な給付処理（事業主に対して、職場体験講習実施奨励金を支給することを含む。）を実施する。

###### イ 職場体験講習受講援助費の審査及び支給

職場体験講習を受講する刑務所出所者等（以下「受講生」という。）に対して、必要な給付処理（刑務所出所者等に対して、職場体験講習受講援助費を支給することを含む。）を実施する。

###### ウ 傷害賠償責任保険の加入

受託者は、受講生が受講中及び通所途上に事故等により怪我をした場合及び受講生が受講中に講習実施者等に損害を与えた場合に備えて、傷害賠償責任保険に加入する。

###### エ 試行雇用助成金の審査及び支給

刑務所出所者等を試行的に雇用する事業主に対して、必要な給付処理（事業主に対して、試行雇用助成金を支給することを含む。）を実施する。

###### オ セミナー及び事業所見学会の必要経費の審査及び支給

###### (ア) セミナー

安定所、保護観察所又は矯正施設が企画・実施する刑務所出所者等を聴講者とするセミナー実施に係る費用の支払いを行う。

###### (イ) 事業所見学会

安定所、保護観察所又は矯正施設が企画する刑務所出所者等を対象とする事業所見学会の実施に係る経費の支払いを行う。

(2) 事業の目的

厚生労働省と法務省との連携のもと、各地域の刑務所などの矯正施設、保護観察所などの更生保護関係機関と都道府県労働局、ハローワークとの連携体制を強化して、刑務所出所者等に対する就労支援を実施しているところ、本事業は、その取組の一環として、刑務所出所者等の雇用の促進と刑務所出所者等を雇用する事業主の支援の充実を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 受託事業者

特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

(5) 実施状況の評価期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(6) 受託事業者決定の経緯

令和2年度刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した。令和2年2月28日に開札した結果、1者（全国就労支援事業者機構）の応札があり、予定価格の範囲内であったことから、当該者を落札者として決定した。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

(1) 業務履行の遵守

1) 水準：本業務の実施に当たっては、実施要項のほか厚生労働省が示す定めに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。

2) 結果：適切に実施された。

本業務の実施に当たり、民間事業者は、業務の実施要領のほか、実施計画に沿った業務の実施を行った。

(2) 適正な審査及び支給・不支給決定

1) 水準：各支給業務においては、支給申請書等の提出された書類について十分な審査を行い、迅速かつ適正に支給又は不支給の決定を行うこと。

2) 結果：適切に実施された。

本事業の実施に当たり、民間事業者は詳細な審査方法等について厚労省と調整を行い、迅速に業務を進めた。

(3) 事業の目標及び評価

1) 水準：トライアル雇用結果兼試行雇用助成金支給申請書を受理してから6週間以内の支給・不支給決定が80%以上であること。

2) 結果：未達成

トライアル雇用結果試行雇用助成金支給申請書を受理してから6週間以内の支給・不支給決定が28.4%であった(31件/109件)。

(4) 評価

事業の目標は未達成となったところ、トライアル雇用結果試行雇用助成金支給申請書に不備があった場合における事業者の対応の遅れ等が主な要因となっており、必ずしも、受託者の対応に問題があったとは言い切れない側面もあると考えられる。特に、不支給決定については、達成割合が、9.4%(3件/31件)となっているところ、その多くが、不備対応が行われなかった結果、不支給となったものであった。

3. 実施経費の状況及び評価

従前経費（税抜）（元年度）	17,319,502 円
実施経費（税抜）（2年度）	5,451,632+実費（8,854,914）円
増減額	▲3,012,956 円
増減率	17.4%減

※従前経費は、精算の結果生じた17,101,640円の返還金を除いた金額。

市場化テスト導入前（令和元年度）と導入後（令和2年度）の契約額を比較した結果、3,012,956円、17.4%の減額となった。

4. 外部有識者からの評価

本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される「一般会計特別会計公共調達委員会」において、契約方法の妥当性等の審査を毎年度受けており、令和2年度の審査結果は「問題なし」とされている。

また、厚生労働省内で開催された雇用保険二事業懇談会（※）において、経営者団体、民間企業等の代表者により、厳格な目標管理及び評価が毎年度行われており、令和2年度の評価は「a評価」（施策継続）となっている。

※雇用保険二事業の財源を拠出する使用者の代表により構成され、本事業を含む雇用保険二事業の各事業について、毎年度、目標の妥当性、実績等を厳格に審査し、目標を達成していない事業については、「廃止又は抜本的見直し」などの評価を行うもの。

## 5. 全体的な評価

本事業の実施状況については以下のとおりとなる。

- ① 事業実施期間中に受託事業者が業務改善を受けたり、業務に係る法令違反行為等は無かった。
- ② 厚生労働省職業安定局において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（公共調達審査会、雇用保険二事業懇談会）を備えている。
- ③ 入札にあたり、公告期間の延長、仕様書の見直し等を行った上で、競争入札の実施を行ったが一者応札であった。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は、未達成となったところであるが、必ずしも、受託者の対応に問題があったとは言い切れない側面もあると考えられる。このため、事業者の申請に不備が生じないようチェックリストを作成するなどの対応策を検討する。
- ⑤ 市場化テスト導入前と導入後の契約額を比較した結果、3,012,956 円の減額となった。

## 6. 今後の事業

本事業は、市場化テストの対象となり、経費及び実施体制に係る情報開示の充実や、達成すべき質の定量的・客観的な明示、業務内容の明確化を行ったが、一者応札となっている。

なお、事業の分割については、支給業務と協力雇用主等支援事業とは性格が全く異なる業務であり、複数者応札の実現に向けて、有効な方策と捉えているところ。

このため、事業の分割を継続した上で、広報の工夫など入札公告を工夫することなどにより、複数者応札の実現に向けて努める等、次期事業においても引き続き市場化テストによる民間競争入札を継続して実施することとしたい。